

就学援助制度についてのお知らせ

(令和6年4月1日)
築上町教育委員会

築上町では、よりよい学校生活を送れるように、経済的な事情で就学が困難な児童生徒の保護者を対象として、必要な費用の一部を援助する制度を実施しています。

★就学援助支給対象者

下記の①～③のいずれかに該当する小中学生のお子様がいる家庭（私立の小中学校へ通うお子様は対象外です）

- ① 市町村民税が非課税又は減免された家庭
- ② 児童扶養手当の支給を受けている家庭
- ③ その他経済的な理由により援助が必要な家庭

※各家庭の状況により異なりますので、詳しくお知りになりたい方は教育委員会へお尋ねください。

★支給額（対象のお子様お1人につき）

種別	金額（見込み）	
	小学校	中学校
学用品費	11,630 円	22,730 円
通学用品費	2,270 円	2,270 円
給食費		
新入学児童生徒学用品費	年額 54,060 円	年額 63,000 円
修学旅行費	実費	実費
校外活動費（宿泊あり）	上限 3,690 円	上限 6,210 円
校外活動費（宿泊なし）	上限 1,600 円	上限 2,310 円
卒業アルバム代	上限 11,000 円	上限 8,800 円
オンライン学習通信費	上限 14,000 円 ※お子様1人ではなく 1世帯の上限となります。	

★申請期間

随時受付けております。ただし、令和6年4月1日（月）～令和6年5月31日（金）の期間に申請された場合は4月1日の認定となります。

※認定月が4月でなければ、新入学児童生徒学用品費については支給されませんので早めの提出をお願いします。

※6月以降も受付しますが、6月以降に申請されたものは、4月にさかのぼって支給されませんので、ご注意ください。

裏面に続きがあります→

★申請手続き

(1) 申請に必要なもの

- ① 就学援助申請書
- ② 申請に必要な証明書類（下記の表、又は申請書の一覧を参照してください）

要件	申請に必要な証明書類
① 生活保護を受けている。	生活保護証明書【京築保健福祉環境事務所発行】 (新規の方のみ)
② 生活保護が停止又は廃止された。	生活保護 停止・廃止決定通知書の写し (新規の方のみ)
③ 児童扶養手当を受給している。	児童扶養手当証書の写し《開始日が確認できるように》 (新規の方のみ)
④ 市町村民税が非課税又は減免された。	• 5月31日以前申請・・・ 令和5年分の源泉徴収票（給与のみの方）・確定申告書、又は町民税申告書・その他証明書類 いずれかの写し（新規の方のみ） • 6月1日以降申請・・・ 令和6年度（令和5年分）の所得証明 (新規の方のみ)
⑤ 個人事業税又は固定資産税が減免された。	
⑥ 国民年金保険料が減免又は国民健康保険税が減免若しくは徴収猶予された。	
⑦ 生活福祉資金の貸付を受けた。	
⑧ 失業対策事業適格者手帳を持っている、又は職業安定所登録日雇労働者である。	
⑨ その他経済的理由により支給を希望する方（生活保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる方）	

(2) 支給時期

令和6年4月以降

(3) 支給方法

学校を通じて支給します。

★提出先

お子様の通っている学校

※小学生と中学生のお子様がいる場合、中学校に提出してください。

★お問い合わせ

築上町教育委員会 学校教育課（0930-56-0300）まで